

# 取引主体識別子 (LEI) 取得に関するご案内

- ✓ LEIは、市場の透明性向上のため、金融取引の当事者を単一的に識別するための識別子として導入され、グローバルに標準化された「企業等を識別する番号」として欧米、アジアを中心に利用が拡大しています。
- ✓ 本邦では、金融機関が実施するデリバティブ取引報告において、取引当事者のLEIが報告項目の1つとして位置づけられています。
- ✓ 本邦のLEI付番機関 (Local Operating Unit, LOU) は東京証券取引所となります。

## LEI (Legal Entity Identifier: 取引主体識別子) とは何ですか？

- ・ LEIは、国際規格に基づき、企業やファンドといった取引主体に割り当てる20桁の一意の英数字です。

(例) 株式会社東京証券取引所のLEI… 353800279ADEFKNTV65

- ・ 一度取得したLEIは恒久的に取引主体と紐づけされ、組織形態や住所等とともに、国際的にLEIの管理を担う団体「グローバル LEI 財団 (GLEIF)」のウェブサイト上で公開され、世界中で検索可能な状態となります (1年に一度更新が必要です)。
- ・ LEIには親会社の情報が含まれるため、社会全体でLEIの取得が進展した場合には、取引先の企業グループの一元的な把握が可能になることが考えられます。
- ・ さらに、取引主体双方のLEIが(公に)確認できれば、市場での不正や金融詐欺の防止に繋がり、健全な金融市場の維持、発展の観点からも有用と考えられます。

## LEIはどのような背景で導入されましたか？

- ・ 2008年の金融危機において、国際的な金融取引の全貌と金融システムに潜むリスクを把握できなかった反省を踏まえ、市場取引の透明性を確保する観点から、G20や金融安定理事会 (FSB) によってLEIの導入が決定されました。
- ・ 特に問題視されたデリバティブ取引については、FSBによって取引情報を国際的に集約することが提言され、すでに、欧米を中心とした諸外国では、同取引の報告等においてLEIの取得が義務化されております。
- ・ その後、取引情報の集約にあたっては、その精緻化を図るため、監督上必要となる重要なデータ項目が国際的に定められ、LEIもそのひとつに指定されています。

## 日本でのLEI導入状況を教えてください。

- ・ 2020年4月以降、金融庁は、金融機関からの店頭デリバティブ取引情報の報告について、必須ではありませんが、取引当事者（金融機関および事業法人等すべての当事者）のLEIの報告を求めています。
- ・ 昨今、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令」等の改正が行われ、金融機関による取引報告の精緻化が2024年4月から実施されることとなりました。これにより、金融機関に対しては、原則として、取引相手方が取得したLEIの報告が求められます（取引相手方のLEIの取得自体は任意）。
- ・ 店頭デリバティブの取引情報の報告のほか、社債の発行等についても、発行体がLEIを取得することが国際的に推奨されており、今後、金融機関のみならず金融機関以外の企業の皆様がLEIを利用する機会が増えることが見込まれます。
- ・ なお、現在、グローバルな取引を行う企業や社債を発行する企業を中心に取得が進んでおり、2022年12月末時点では、東京証券取引所で約1800社の法人がLEIの取得を行っております。

## LEIはどのような方法で取得できますか？ また、費用はかかりますか？

- ・ 本邦のLEI付番機関（Local Operating Unit, LOU）である東京証券取引所に所定の申請を行うことで取得できます\*1。
- ・ 東京証券取引所でLEIを取得できる企業の国籍は日本を含め12の国と地域です\*2。
- ・ 東京証券取引所が公表しているLEIに関する費用は以下のとおりです（2023年1月時点）。

LEI 指定手数料（新規登録費用）	10,000円（税抜）
LEI 更新手数料（2年目以降、年次）	8,000円（税抜）

\*1 企業の国籍に応じて申請可能なLEI付番機関（LOU）は、GLEIFのウェブサイトで見つけることができます（<https://www.gleif.org/ja/about-lei/get-an-lei-find-lei-issuing-organizations/>）。

\*2 日本、香港、シンガポール、台湾、タイ、アラブ首長国連邦、アイルランド、オランダ、イギリス、ケイマン諸島、アメリカ合衆国、ヴァージン諸島

## LEIは今後どのような活用が期待されていますか？

- ・ LEIは、G20が支援する国際的に信頼のある唯一の法人番号として、諸外国ではデリバティブ取引以外にもマネー・ローンダリング防止や、貿易や決済といった非金融分野における活用についても検討・実施がなされています。
- ・ デジタル化の流れも後押しし、本邦でもLEIの更なる活用に向けた議論が一段と活発化しており、今後、諸外国と同様に、金融分野以外でも活用の議論が進展していくことが見込まれます。

東京証券取引所でLEIを取得する場合の手続の詳細については、JPX-LEIポータルサイト（<https://www.lei.jpx.co.jp/lei/index.html>）をご覧ください。



※本資料は情報提供を目的とするものです。本資料の掲載情報は2023年1月現在、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。利用者が本資料を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。